

株式会社の計算に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、株式会社の計算に関する下記の事項その他の事項を定めるものとする。

- ・ 会計帳簿の記帳
- ・ 計算書類等の種類，計算書類等の表示
- ・ 計算書類等の株主への提供
- ・ 計算書類の公告等
- ・ 剰余金の計算，分配可能額の計算

第2 重要な項目とその内容

1 計算書類の種類

(1) 規律の概要

計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の4つから構成される（省令32条1項）。

(2) 理由・背景等

資本取引により損益計算書を経由せずに純資産の部の計数を変動させる事象が増えているため、これを株主資本等変動計算書として独立させるとともに、従来貸借対照表又は損益計算書の注記事項とされていた事項を取りまとめて個別注記表とする。

2 企業結合会計基準に沿った株主資本の算定

(1) 規律の概要

企業結合に関する会計基準及びその適用指針に沿った内容で株主資本が算定される。例えば、当該株式会社と共通支配下にある者が出資した場合において、当該出資者が出資財産について付していた帳簿価額がマイナスであるとき（簿価債務超過の事業を出資するときなど）は、株式を発行した場合に、当該株式会社の資本金・資本準備金は増加せず、当該マイナス部分について利益剰余金が減少する（省令10条2項、12条2項2号、14条2項2号など）。

(2) 理由・背景等

企業会計基準委員会（ASBJ）において企業結合に関する会計基準及びその適用指針の策定が進む中、会社法の規定があるべき会計の妨げとなることを避け

るべく、これに適合する取扱いが可能となる規定を用意する必要がある。企業結合に関する会計基準においては、共通支配下の取引を、同一企業集団の内部の取引として、いわゆるプーリングともいわゆるパーチェスとも異なる処理をすることとしている。

3 分配可能額の計算にあたってののれん等の取扱い

(1) 規律の概要

貸借対象表に計上された正ののれん及び繰延資産の合計額が資本金及び準備金の合計額を超える場合には、超過額の2分の1（ただしその他資本剰余金の額を上限とする）を分配可能額から控除する（省令112条1号）。

(2) 理由・背景等

企業結合に関する会計基準が適用されるに伴い計上されるのれんの額が多額となることが想定されるところ、分配可能額の計算においては保守性の観点から、そのうちの一定額について拘束をかけることが相当である。

4 分配可能額の計算にあたっての持分法損失の取扱い

(1) 規律の概要

一定の類型の会社については、分配可能額の計算にあたって、持分法を適用した場合の投資損失額を控除する（省令112条4号）。

(2) 理由・背景等

個別貸借対照表においては子会社・関連会社の財務状況が悪化している場合であっても当該状況が反映されないが、企業集団として捉えた場合には、保守性の観点から、配当拘束をかけることが考えられる。そこで、連結計算書類を作成することが義務付けられる会社及び そのような取扱いを受けることを任意に選択した会社については、分配可能額から持分法損失を控除する。